



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 MAY (Vol.96)

CONTENTS

海外拠点ニュース 「上海モーターショー2025」～各社がしのぎを削る中国市場～..... 2	
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース 第96回 海外最新ビジネス情報..... 4	
株式会社東京コンサルティングファーム	
バジェット 2025 の続き (法人税絡みのインセンティブ) 8	
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアにおける退職金制度の最新動向と日系企業が知っておくべきポイント..... 10	
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
香港ペットフレンドリーへの更なる挑戦..... 13	
香港マイツビジネスコンサルティング	
タイ税務関連最新情報アップデート..... 15	
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
年度監査の概要と留意事項..... 17	
：監査報告書の存分な活用により現地法人の状況把握や不正の抑制等に有効ながら、現地会計事務所のレベル感に要注意	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20

TEL: 086-234-6539

香港支店

シンガポール支店

ニューヨーク駐在員事務所

上海駐在員事務所

バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp

cbk_sgrep@fr-chugin.jp

cbk_ny@fr-chugin.jp

cbk_sh@fr-chugin.jp

cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

「上海モーターショー2025」 ～各社がしのぎを削る中国市場～

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

北京ショーと隔年で開催される世界最大級の自動車展示会「上海モーターショー」が、先日4月23日から5月2日までの日程で開催されました。地元勢のみならず、日米欧の主要メーカーがそろって出展するなど、今年は26の国や地域から1000社近くが出展しました。ただし、前回2023年は1000社を超えるメーカーが出展しており、今回姿を消したメーカーも多く、中国市場の「競争激化」が反映されたかたちとなりました。



【「上海モーターショー2025」】

米中貿易戦争が激化する中での開催となりましたが、ゼネラル・モーターズ（GM）や、フォード・モーターなどの米国勢も最新モデルを披露するなど、存在感を示していました。

トランプ米政権の高関税政策で自動車を巡る先行き不透明感が強まる中、今や世界最大の新車販売市場となった中国において、各社がどのような戦略で販売攻勢をかけているのかに注目してみました。

1. 競争力を高める地場メーカーと、激化する市場競争

中国では競争力を高めた地場メーカーが販売を伸ばしており、今年1～3月の乗用車販売に占める地場の割合は7割近くまで上がっています。

また、電気自動車（以下、EV）シフトが加速しており、昨年1年間の「新エネルギー車」の販売

台数はおよそ1300万台となり、自動車販売全体の40%を超えました。

ただし、EV各社が激しい値下げ競争を展開しているため、販売台数が伸びても利益を確保できない企業が増えているのも事実です。2024年12月には、民営自動車大手「吉利」と、IT大手の「百度」が共同出資するEV企業が事実上破綻するなど、事業者の淘汰が一気に進展しています。ある報道によると、同年の主な事業者数は100社以下と、2018年の4分の1以下にまで減っています。

2. 中国EV最大手「比亞迪（BYD）」

各メーカーがEVの最新モデルを発表する中、話題をさらっていたのは中国のEV最大手「比亞迪（BYD）」です。5分の充電というガソリン給油並みのスピードで、およそ400キロ走行できるモデルを披露し、EVユーザーの不満の一つだった長時間充電という課題を乗り越えてみせました。

比亞迪（BYD）のみならず、EV用バッテリーで世界トップシェア企業である寧徳時代新能源科技（CATL）も5分の充電で500キロ以上の走行が可能なバッテリーを発表するなど、超長距離走行と急速充電という究極のパフォーマンス競争は、今後ますます激化していくものと思われます。



【盛況だった比亞迪（BYD）の出展ブース】

3. トランプ関税の影響

トランプ米政権による関税政策の影響について、今後景気を圧迫するとみられ、自動車消費の先行きに不安が高まっています。

その反面、中国の自動車メーカーからは、「それほど大きな影響は受けないはずだ」との声も聞かれました。その背景としては、昨年、米国に輸出さ

れた中国製の自動車は輸出台数全体の 2%以下であることや、以前は米国車を好んでいた中国の消費者も、関税の影響で米国車の価格が上がることで手が届きにくくなれば、かえって値段の安い中国製の車にチャンスが訪れると考えていることなどです。

中国メディアの記者は、「注目は国内企業だ」とこぞって報道し、中国の消費者の愛国心を刺激するためか「国産」をアピールする姿勢が目立ちました。

4. 巻き返しを図る日本メーカー

E Vで出遅れている日本メーカーも巻き返しを図っています。

トヨタ自動車はE Vの新モデル「bZ7」を世界初公開しました。「bZ7」は中国人技術者を重用したモデルとなっており、車内パネルの OS には HUAWEI（ファーウェイ）を採用するなど、スマートフォンのような使い勝手の良さを実現したとしています。



【トヨタ自動車の電気自動車（EV）新モデル「bZ7」】

ホンダは中国向けE Vシリーズについて、中国企業との連携で先進運転システムなどの性能を高めるとしています。車内で乗員の支援などを行う人工知能（AI）技術は、中国のスタートアップ企業が開発した「DeepSeek（ディープシーク）」を導入することを発表し、車内温度や BGM など、ユーザーの好みにあった提案が可能になるとしています。

トヨタ自動車、ホンダともに共通して言えることは、中国シフトをかなり強調していたということです。トヨタ自動車が公開したE Vの新モデル

「bZ7」を見たある日本のモータージャーナリストは、「トヨタは絶対に売れる、中国のことをよく分かっている！」と絶賛していました。

5. さいごに

上海モーターショー2025 は、電動化、スマート化、ブランド戦略の多様化など、自動車業界の最新トレンドを体現する場となりました。特に中国ブランドの台頭と技術革新が際立ち、今後のグローバル市場での影響力の拡大が期待されます。

一方、日本メーカーもトヨタ自動車が上海での高級車レクサスの工場整備を進めており、販売強化に向け、現地開発の現地化も加速させる意向を示しています。また日産自動車は中国での追加投資計画を明らかにし、中国に投入する新エネルギー車（NEV）を 2027 年夏までに 10 車種に増やす予定です。

E V最大手の比亞迪（BYD）など中国勢の後塵を拝している日本勢ですが、現地化を進め、NEV の投入拡大等で巻き返しを図るなど、世界最大の自動車市場での挑戦は今後も続きそうです。

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL：(+86) 21-6275-1988

FAX：(+86) 21-6275-1989

Email：cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 96 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン、インド、バングラディシュの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

フィリピン

■ SEC 年次提出資料

フィリピン証券取引委員会 (SEC) は、最新の年次財務諸表 (AFS) および一般情報シート (GIS) の提出要件について以下の通り告知しています。

1. 年次財務諸表 (AFS) の提出

対象企業

- ・ 全ての法人 (支店、駐在員事務所、地域本部、外国法人の地域運営本部を含む)
- ・ 会計年度が 12 月 31 日終了の企業

提出方法

- ・ SEC Electronic Filing and Submission Tool (eFAST) で提出

提出期限

(SEC 登録/ライセンス番号の末尾で決定)

提出日	対象の末尾番号
5 月 2, 5-9, 12-16	1 と 2
5 月 19-23, 26-30	3 と 4
6 月 2-6, 9-11, 13	5 と 6
6 月 16-20, 23-27	7 と 8
6 月 30, 7 月 1-4, 7-11	9 と 0

その他の会計年度

- ・ 12 月 31 日以外の会計年度終了企業は 120 日以内に提出

遅延ペナルティ

- ・ 2025 年 7 月 11 日以降の提出は罰則対象

2. 一般情報シート (GIS) の提出

提出期限: 下記より 30 日以内

- ・ 株式会社 (Stock Corporations): 実際の株主総会の日から
- ・ 非営利法人 (Nonstock Corporations): 実際の年次会員総会の日から
- ・ 外国法人 (Foreign Corporations): SEC ライセンス発行記念日から

3. 役員任命届 (OPC 専用)

対象: 一人株式会社 (OPC) のみ

提出期限:

- ・ 設立証明書発行日から 15 日以内
- ・ 変更が発生した場合、変更確定日から 5 日以内

4. 提出方法

- ・ すべてのレポート (AFS, GIS) は eFAST (旧 OST) を使用
- ・ eFAST の URL : <https://efast.sec.gov.ph/>
- ・ メール提出が必要な書類 (eFAST 未対応のもの) : ictdsubmission@sec.gov.ph
- ・ 窓口・郵送提出は不可

5. eFAST のトラブル対応

SEC 問い合わせ先

<https://www.sec.gov.ph/contact-us/>

インド

「移民・外国人法案 2025」の要点まとめ

2025年3月11日、インド中央政府はロクサバ（下院）に「入国管理および外国人法案 2025」を提出しました。この法案は、インドの経済的野心に沿った入国管理体制の大幅な改革を意図しています。

主な目標は、ビザ発行・登録・監視プロセスのデジタル化、外国人の動きの包括的追跡、不法入国と滞在超過の抑止、観光客・学生・ビジネス専門家・熟練労働者向けのビザ手続き簡素化です。

主要な改正ポイント

移民管理のデジタル化

- ・ ビザ発給・登録・監視プロセスの電子化。
- ・ バイオメトリクス認証・AI監視・リアルタイムデータ管理を導入。
- ・ 全国統一の「統合移民管理システム (IIMS)」を構築。

新たなビザ制度の導入

- ・ ビジネスビザプラス：長期滞在可能なビジネス渡航者向け。
- ・ スタートアップビザ：外国人起業家向け。
- ・ 高度人材ビザ：AI、バイオテクノロジー、再生可能エネルギー分野の専門家向け。
- ・ 投資家ビザ：一定額以上の投資を行う外国人向け。
- ・ トランジットビザ・デジタルノマドビザ：短期滞在者・リモートワーカー向け。

外国人の登録義務化

- ・ 180日以上滞在する外国人は「国家外国人登録システム (NFR)」での登録が必須。

- ・ NFRは、現行の外国人地域登録事務所 (FRRO) に代わる統一プラットフォーム。

「国家移民庁 (NIA)」の設立

- ・ 移民政策の立案・実施を担う中央機関。
- ・ 州政府・法執行機関と連携し監視・入国管理を強化。

企業・教育機関・医療機関の義務

- ・ 大学・教育機関：外国人留学生の情報を政府へ報告。
- ・ 病院・医療機関：外国人患者の入院情報を届け出。
- ・ 企業・雇用主：外国人労働者の就業状況を管理・報告。

違反者への厳罰化

- ・ 無許可入国：最長5年の懲役+50万ルピー（約77万円）の罰金。
- ・ 偽造文書使用：2～7年の懲役+10万～100万ルピーの罰金。
- ・ ビザ超過滞在：最長3年の懲役+30万ルピーの罰金。
- ・ 不法移民の輸送：50万ルピーの罰金+車両没収。

ビジネス・投資環境への影響

- ・ 移民手続きの簡素化：ワンストップ制度でビジネスビザ取得を迅速化。
- ・ 高度人材の誘致：特定分野の専門家を対象としたビザ制度が成長産業を後押し。
- ・ スタートアップ支援：外国人起業家向けビザの導入で技術革新を促進。
- ・ 投資家向けインセンティブ：長期滞在可能な投資家ビザにより、インフラ製造業などへの資本流入が期待される。



- ・ サプライチェーン強化：ビジネス渡航の円滑化で、製造・物流業の国際連携を促進。

地域経済・産業界への影響

- ・ 州政府の役割強化：各州に「移民支援センター（IFC）」を設置し、外国人管理を強化。
- ・ 重点産業の成長加速：電気自動車（EV）、スマートシティ、グリーンエネルギー、デジタル技術分野での外国投資拡大。

本法案は、インドの移民制度をグローバル基準に適合させ、ビジネス環境を大幅に改善することを目的としています。移民手続きの効率化、外国人の管理強化、新ビザ制度の導入により、外国企業・投資家・高度人材にとって魅力的な制度となる見込みです。

バングラディシュ

バングラディシュ税制改正（2025年）- 業種別 VAT & SD の変更点

バングラディシュ政府は、2025年1月9日および1月22日付の通達を通じて、付加価値税（VAT）および特別消費税（SD: Supplemental Duty）の枠組みに大幅な改正を導入しました。本改正は、2012年 VAT & SD 法において近年最大規模の変更の一つであり、多くの業界の企業に影響を及ぼします。

主な改正点としては、「VAT 税率の調整および登録基準の引き下げ」が挙げられます。これにより、税制度の簡素化を図るとともに、税収の増加を目的としています。

※本改正は、小規模企業から大企業まで幅広い事業者に影響を与えることが予想されます。本記事では、一部抜粋して改正点をご紹介します。

主要な登録基準の変更

種類	旧基準	新基準
売上登録基準	5,000,000 BDT	3,000,000 BDT
VAT 登録基準	30,000,000 BDT	5,000,000 BDT

1. 食品・飲料業界

A. 特別消費税（SD）の変更：（輸入段階）

品目	旧税率	新税率	発効日
ビンロウ	30%	45%	2025年1月9日
マツの実	30%	45%	
ベテルナツツ（生または乾燥）	30%	45%	
マンゴー（生または乾燥）	20%	30%	
オレンジ（生または乾燥）	20%	30%	
その他の果物・ジュース	20%	30%	

B. 特別消費税（SD）の変更：（供給段階）

品目	旧税率	新税率	発効日
フルーツジュース（フルーツドリンク）	10%	15%	2025年1月9日
炭酸飲料	0%	30%	

(人工・フレーバー・ドリンク・電解質飲料)			
非炭酸飲料 (人工・フレーバー・ドリンク・電解質飲料)	0%	15%	

このように、複数の業界にわたる大幅な税制改正が実施されたため、適切に対応することが求められます。

参考資料：

2025 年 VAT & SD 法政令第 01 号
SRO NO-38-AIN/2025/274-Mushak
SRO NO-39-AIN/2025/275-Mushak
SRO NO-40-AIN/2025/276-Mushak
SRO NO-41-AIN/2025/277-Mushak

C. 付加価値税 (VAT) の変更

品目	旧税率	新税率	発効日
ポテトフレーク	5%	15%	2025 年 1 月 9 日
コーンスターチ	5%	15%	
ビスケット (機械製)	5%	15%	
ケーキ (1kg あたり 300BDT 超)	5%	15%	

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

2. タバコ業界

A. 特別消費税 (SD) の変更：(輸入段階)

品目	旧税率	新税率	発効日
未加工タバコ、タバコくず	60%	100%	2025 年 1 月 9 日

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

B. 特別消費税 (SD) の変更：(供給段階)

品目	旧税率	新税率	発効日
タバコ入り紙巻タバコ	66%	67%	2025 年 1 月 9 日

バジェット 2025 の続き (法人税絡みのインセンティブ)

Kato Business Advisory Managing Director
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 柔軟な勤務形態（FWA）を導入する企業に対する税制優遇措置
- 職場復帰する女性の雇用に対する税制優遇措置

<柔軟な勤務形態（FWA）を導入する企業に対する税制優遇措置>

N 子：加藤さん。今回もバジェット 2025 のご説明、宜しくお願い致します。

加藤：はい。前回に引き続き、法人税絡みのインセンティブについてご説明致します。

N 子：宜しくお願い致します。

加藤：まず始めに、柔軟な勤務形態（FWA）を導入する企業に対する税制優遇措置です。

N 子：はい。

加藤：昔の事ですが、2020 年 7 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に FWA を実施または改善した企業には、RM500,000 を上限として、対象となる費用に対して二重控除が与えられました。

N 子：二重控除久しぶりですね。2 倍の費用としてカウントしてくれるんですね。

加藤：そうです、そうです。当時、該当する FWA 費用は、コンサルティング料、FWA の能力開発、従業員のトレーニング費用、仮想作業環境ソフトウェアの取得費用でした。

N 子：なるほど。

加藤：今回の予算案では、FWA の導入のために企業が負担する能力開発およびソフトウェア取得の費用について、50% の追加控除が与えられることが提案されています。

N 子：なるほど。2 倍ではなく 1.5 倍ですね。

加藤：そうですね。追加控除の対象となる費用は RM500,000 を上限とし、1 回限りの申請となり、Talent Corporation Malaysia Berhad (Talent Corp) による認証が必要となります。

N 子：はい。

加藤：2025 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に Talent Corp が受け付けた申請が対象です (Talent Corp が定めるその他の条件を満たすことが条件です)。

N 子：良く分かりました。

<職場復帰する女性の雇用に対する税制優遇措置>

加藤：次に、職場復帰する女性の雇用に対する税制優遇措置です。

N 子：これ、以前から加藤さんが気に入っておられたやつですね。

加藤：そうそう。非常に良いインセンティブですよ。

N 子：そうですね。

加藤：現在、2 年以上のブレイクから職場復帰した女性は、連続した 12 ヶ月間、所得税が免税になります。

N 子：良いですね。

加藤：はい。これは 2027 年までの措置で、従業員側のインセンティブですね。

N 子：はい。

加藤：今回の予算案で出てきたのは、企業側のインセンティブです。

N 子：なるほど。

加藤：予算案では、職場復帰する女性を雇用するために雇用主が支払う雇用コストについて、12 か月間、50% の追加控除を認めることが提案されています。

N 子：これも 1.5 倍のパターンですね。

加藤：はい、そうですね。2025 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に Talent Corp が受け付けた申請が対象です (Talent Corp が定めるその他の条件を満たすことが条件です)。

N 子：なるほど、良く分かりました。

加藤：今回ご紹介した政策は 2 つとも Talent Corp 絡みですが、残念ながら、現時点では法律がまだ成立していません。

N 子：あ、そうなんですね。

加藤：はい。ですので、Talent Corp のウェブサイトにも、まだ詳細が開示されていないんですよ。

N 子：なるほど。

加藤：まあ時間の問題だと思いますので、是非皆さんに活用して頂きたいですね。

N 子：はい。ありがとうございました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアにおける退職金制度の最新 動向と日系企業が知っておくべきポイント

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアでは、ここ数年で退職給付制度や労働関連法規に大きな変化が見られています。特に、2020年のOmnibus Law（雇用創出法）およびその後の政府規則第35号（PP No. 35/2021）により、従業員の退職金（Pesangon）制度が簡素化・再編されました。

また、企業型の退職金制度と公的給付制度（BPJS Ketenagakerjaan）との関係や、取締役・役員（Direktur・Komisaris）に対する取扱いの違いも理解しておく必要があります。本コラムでは、退職金制度の概要とともに、日本との比較、そして役員に関する注意点を解説します。

インドネシアにおける退職金制度の構造

インドネシアの退職金制度は、大きく次の3つの柱で構成されています：

1. Pesangon（法定退職金）

会社が労働法に基づいて直接支払う義務のある退職金。解雇理由や勤続年数に応じて計算される。

2. BPJS Ketenagakerjaan による公的退職給付

- ・ JHT（老齢保障）：一括払い型の積立制度
- ・ JP（年金制度）：確定給付型年金（条件によって一括または月額給付）

3. 会社独自の上乗せ制度（if any）

従業員向けの確定給付・確定拠出制度や慣習的な退職慰労金など

退職金の計算方法（PP 35/2021）

新制度では、退職金の計算基礎が以下のように統一されています：

- ・ 基本給＋固定手当（給与総額の75%までが対象）
- ・ 勤続年数に応じて定められた係数（例：3年勤務 → 4ヶ月分など）
- ・ さらに、勤続報奨金（Uang Penghargaan Masa Kerja）や補償金（Uang Penggantian Hak）が加算される

BPJS Ketenagakerjaan の退職給付

1. JHT（Jaminan Hari Tua）

- ・ 毎月：会社3.7%＋従業員2%を積立
- ・ 退職・定年・海外移住・障害などの理由で一括受給可能
- ・ 一般に、10年勤務で数千万～1億ルピア以上の給付が期待できる

2. JP（Jaminan Pensiun）

- ・ 毎月：会社2%＋従業員1%の拠出
- ・ 原則55歳以上かつ15年加入で月額年金受給
- ・ 15年未満の場合は一括払い
- ・ 支給額は限定的だが、終身支給という特長がある

取締役・役員の退職金の扱い

労働者扱いではない

インドネシアでは、取締役（Direktur）やコミサリス（Komisari）は会社の機関（organ perusahaan）であり、労働法（UU Ketenagakerjaan）の対象外とされています。従って、Pesangon や労働契約に基づく法定退職金の支給対象にはなりません。

支給方法：会社定款・株主総会決議ベース

- ・ 退職金や慰労金は、会社の定款（Anggaran Dasar）または株主総会（RUPS）での決議により支給される
- ・ 実務上は、「役員退任慰労金」などの名目で支給
- ・ 額は任期中の月額報酬×一定月数（6～12 ヶ月）が一般的
- ・ 所得税（PPh 21）の対象となる点に注意

取締役は BPJS からの給付を受けられるか？

原則、加入義務なし／給付なし

取締役やコミサリスは従業員ではないため、以下のような扱いになります：

制度	通常の従業員	取締役・役員
JHT 加入	必須	原則なし（任意）
JP 加入	必須	原則なし（任意）
Pesangon	労働法に基づき支給	対象外

ただし、役員であっても「実質的に労務を提供し、給与を得ている」場合、一部企業では BPJS への任意加入が行われているケースもあります。特に、日系企業などで役員にも福利厚生を付与する文化がある場合に見られます。

日本との比較

項目	インドネシア	日本
退職金制度	法定あり + BPJS	法定なし（企業任意） + 厚生年金等
公的年金	JP（55 歳～）	厚生年金（65 歳～）
役員退職金	定款・RUPS 決議	会社の報酬規程 ・ 株主総会決議

まとめ

インドネシアでは、労働者の退職金制度は Pesangon（会社支給）+ BPJS（公的給付）が柱となっており、従業員にとっては退職時に複数の給付を受けられる点が特徴です。一方で、取締役や役員は法律上「労働者」ではなく、退職給付は任意・契約ベースであるため、報酬制度設計や定款整備が非常に重要です。

企業側としては、役員と従業員の退職給付の違いを明確にし、制度の透明性と公平性を担保することが求められます。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman

E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta

Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

香港ペットフレンドリーへの更なる挑戦

香港マイツビジネスコンサルティング

香港の地下鉄を運営する MTR(港鐵)は 5 月 1 日より 2 か月間、ライトレール(輕鐵)で「犬猫同伴プログラム」を試験的に行うと発表しました。週末や祝祭日のみ飼い主がペットの犬や猫を連れてライトレールに乗車することができるようになります。このプログラムの実施にあたってはいくつかルールがあり、飼い主はそれらを順守する必要があります。

- ・ まず飼い主は乗車する前に必ずペットをキャリーバッグに入れておくこと。
- ・ 乗車している途中でペットをキャリーバッグから出さないこと。(尻尾を出すのも不可)
- ・ バッグのサイズは 3 辺の合計が 170 cm 以下で、一番長い辺が 130 cm 以下に限る。
- ・ キャリーバッグ以外のキャスター付きバッグ、ペットカート等は乗車不可。
- ・ 各車両の後部ドアから乗り降りし、乗車中も各車両の後部エリアにいること。
- ・ 飼い主 1 人につきペット 1 匹のみ同伴乗車が可能。

キャリーバッグの規定サイズから分かるように、大型のペットは同伴できません。4 月 11 日より MTR のモバイルアプリ内 e-Store で「犬猫同行証(猫狗同行證)」が購入できるようになりますので、アプリ内で購入します。価格は 99 香港ドルで 1 か月間乗り放題です。MTR はこの試験プログラムを実施してみて、需要があれば今後プログラムの延長やエリア拡大も考えているとのこと。

香港では少し前からペット同伴で MTR に乗れる取り組みが議論されており、今回ようやく試験段階に至りました。従来のルールでは盲導犬を除く

動物の MTR への持ち込みは禁止されており、違反すると罰金 2,000 香港ドルが科されます。バスも同様に盲導犬を除いて動物が乗車することはできませんでしたが、九龍バス(KMB)は昨年から土日限定で「ペットバス」を運行しています。多くのフェリーではペットの乗船が認められていましたが、フェリーで往来できるエリアは限定的なので、市内の主な移動手段である MTR やバスでペット同行可能になれば大変便利になるでしょう。

海外の多くの国ではペットフレンドリー社会が進んでおり、ペットと一緒に公共交通機関や飲食店を利用し、ペットとお出かけや旅行することが当たり前になっています。現代は人間がペットを飼育するというより、ペットを家族の一員として大切にする「ペットの家族化」が進んでいます。ペットと触れ合うことはストレスの緩和に繋がり、認知機能の低下を遅らせ、心身の健康に役立つと言われており、大都会の香港においてペットは人々の癒しの存在になっています。

香港でペットの需要は年々増加し、ペット関連ビジネスも成長しています。従来にはなかった新たな商品やサービスも登場し、香港もペットフレンドリーな社会を目指しています。香港のペット事情についてご紹介します。

<ペットを飼う環境と種類>

香港はマンション暮らしが主流で住居スペースが限られています。主に室内で飼うため、小型犬(チワワ、トイプードル、ポメラニアンなど)、猫、うさぎやハムスターのような小動物、鳥、魚を飼っている人が多くいます。ペットを飼えるかどうかは物件ごと、オーナーごとに異なるため、ペットを飼う前にマンションの管理会社やオーナーに問い合わせましょう。

＜ペット関連のサービス＞

香港でのペット関連サービスは非常に充実しています。世界各国のペットグッズを取りそろえたペット用品専門店、日本の製品も人気があります。ペットホテル、ペットサロン、動物病院なども数多くあります。特に、海外旅行好きの香港人にとって留守の時にペットを預けられるペットホテルはとても重宝されています。またペットの寿命が延びてきた昨今、高齢のペットにリハビリや終末期のケアを施すサービスもあります。

＜ペットを連れて行ける場所＞

犬などを散歩させる場合、その場所がペット同伴可能かよく確認する必要があります。香港は大都市でありながら街中に公園が点在しており、多くの公園で公園に併設する形でドッグランがあります。毎日の散歩となると近所の決まった公園に行く回数が多くなるので、いつも顔を合わせるペット連れの人と挨拶するようになり、交流する楽しさもありますし、たまに遠くのドッグランに出かけるのも気分転換になります。また、飼い主の最低限のルールとして公共の場所ではリードの着用、排泄物の処理の徹底、他の動物に危害を与えないよう配慮する必要があります。

＜ペットと泊まれるホテル＞

ペットを飛行機に乗せて一緒に海外旅行するのはさすがに難しいですが、国際観光都市である香港は身近にホテルがあり、ステイケーションという選択肢があります。ペットの誕生日や家族の記念日など、ペットと一緒にホテルで楽しいひと時を過ごせます。ペット可を謳っているホテルでも全室ではなくペット可と不可の部屋が分かれていますので、予約の際によく確認しましょう。

＜ペットと入れるレストラン・カフェ＞

香港にはペットと一緒に入れるレストラン・カフェも多くあります。特に香港島側や九龍側の海沿いのプロムナード、西貢の海沿い、離島など、ペットの散歩が可能な場所にある飲食店はペット同伴可のところが多いです。テラス席がある店ならテラス側をペット同伴可としているところもあります。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

タイ税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの会計・税務、及び最新のビジネス情報についての情報をお届けいたします。

■ Thai ESG Extra への投資に関する税制優遇について

財務省は、2025年3月28日付官報において、タイの資本市場の安定化と、環境・社会・ガバナンス(ESG)に配慮した持続可能な投資の促進を目的として、Thai ESG Extra (Thai ESGX)への投資を対象とした税制優遇措置を公示しました(Ministerial Regulation No. 398)。

Thai ESG ファンドは課税所得の最大 30%、年間 THB 300,000 を上限とする税控除(最低保有期間 5 年)が既に提供されていますが、2025 年 5 月から 6 月まで限定で、以下の特典を追加します。
※Thai ESGX は、ESG 要素を重視した新しい投資カテゴリーとして設けられ、今後の持続可能な投資環境の整備および資本市場の強化を目指しています。詳細はタイ証券取引委員会(SEC)の公式ウェブサイト(www.sec.or.th)でご確認ください。

①LTF 全保有分を Thai ESGX ファンドへ移行する場合

最大 50 万バーツの控除が 5 年間(2025 年~2029 年)にわたって適用され、2025 年度は最大 30 万バーツ、2026 年度から 2029 年度においては毎年最大 5 万バーツの控除が受けられます。

②: ①以外の場合(LTF 全保有部を移行しない場合)

Thai ESGX ファンドへの投資によって、課税所得の 30% (ただし上限 THB 300,000) までの控除が認められ、最低保有期間は 5 年間とされています。

詳細は [Tax-ez](#) をご参照ください。

現在、タイにおける ESG (環境・社会・ガバナンス) 関連の投資制度やプログラムについては、いくつかの重要な取り組みがあります。それらを基に、タイの ESG 投資制度についてご紹介します。

1. タイ証券取引所(SET)と ESG 投資

タイ証券取引所(SET)は、ESG 投資を促進するためのさまざまな施策を行っています。特に、タイ証券取引所は上場企業に対して ESG 報告書を義務付けており、企業はその環境・社会・ガバナンスに関する情報を投資家に開示することが求められています。この透明性を高める取り組みは、ESG 投資の普及を後押ししています。

また、SET は ESG に関連する指標を設定し、ESG 優良企業の株を選別するための「SET ESG Index」や、ESG 評価を重視した投資信託を提供するなど、ESG 投資のためのプラットフォームを提供しています。

2. タイ政府の政策

タイ政府は、持続可能な開発目標(SDGs)に基づき、環境保護や社会的責任のある経済活動を推進しています。その一環として、ESG 投資を促進するための政策を導入しています。例えば、再生可能エネルギーやエネルギー効率の改善、社会的インクルージョンの強化、企業ガバナンスの向上を支援する政策が存在します。

3. ESG ファンドと投資信託

タイ市場には、ESG をテーマにした投資信託やファンドも増えてきています。これらのファンドは、環境に配慮した企業や社会的責任を重視する企業に投資することを目的としており、投資家は ESG に積極的に取り組む企業への投資を通じて、社会的インパクトを創出できます。

4. ESG 規制と税制優遇

今回の記事にもある通りタイ政府は、ESG 投資を促進するために、税制上のインセンティブを提供することを検討しています。

例えば ESG 活動を行う企業に対して、税制上の優遇措置を設けることで、企業の ESG 対応を促進することが期待されています。

5. タイの ESG 関連の投資機会

タイはアジアの中でも急速に経済成長を遂げており、ESG に関連する投資機会が増えています。特に、再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー、持続可能な農業、社会的企業などの分野において、ESG を考慮した投資が魅力的な選択肢となっています。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

年度監査の概要と留意事項

～監査報告書の存分な活用により現地法人の
状況把握や不正の抑制等に有効ながら、現地
会計事務所のレベル感に要注意～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国では3月から4月にかけて、2024年度の会計期間（1月1日～12月31日）が終了し、現在、現地法人では企業所得税や個人所得税の確定申告期限に向けた準備を進めておられると思います。また、会計では監査報告書をすでに受領された現地法人も多いかと思います。一方で、子会社管理の観点から日本本社にとって監査報告書は重要なツールにもかかわらず、必ずしも十分には活用されていないと感じることも有ります。

さらに、日本本社が上場企業等であれば「監査基準委員会報告書 600（グループ監査における特別な考慮事項）」の改正施行により、本社の監査人（以下、“日本監査法人”）は、従来以上に中国の監査人（以下“現地会計事務所”）が適正な監査をしているかの品質管理を、直接的に確認・検証する必要性が生じており、結果として2025年度の年度監査では、現地会計事務所の変更が要請される可能性もあり得ますⁱⁱ。

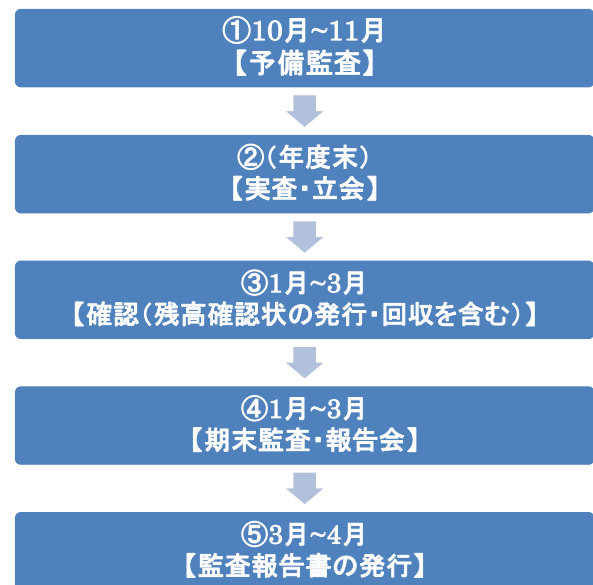
従い、本稿では、年度監査の概要と監査報告書のチェックポイント及び監査に関わる留意事項を説明します。

1. 年度監査の概要

年度監査を経て、企業所得税の確定申告や日本本社の要求に合わせ、監査報告書は3月～4月の発行が通例です。すなわち、実務的には年度監査を経て確定した会計上の利益から益金・損金を調整して税務上の課税所得を算出・申告し、また配当

送金時にも配当可能利益額の確認に金融機関より提示が求められます。

上海マイツ会計師事務所のように日本の監査法人と同手順の会計監査を実施する場合、以下等の監査手続きを実施しますが、現地会計事務所では①、④の未実施、また②や③すら実施されない例も見受けます。



しかし、予備監査では企業ごとに内部統制の有効性（適切な管理がされているかの度合い）が異なる為、各社の状況を把握し、監査人は監査の実施範囲や実施時期等を含む監査計画を立てます。また監査計画に則り、期末等での資産の実査・立会や残高確認状の回収（監査人が直接対象となる販売先や仕入先等に売掛債権や仕入債務等を照会して残高確認）等は、過大・架空計上や過少・計上漏れ等を検証する重要な監査手続きであり、現地会計事務所がこれらを実施しない場合、当該監査の品質自体に留意する必要があります。

2. 監査報告書のチェックポイント

もし適正な監査手続きに則り発行された監査報告書であれば、当該年度の財務状況の把握に大変有用です。以下に、(1)監査報告書の内容と(2)現地会計事務所の監査品質に対するチェック事項を列挙します。

(1) 監査報告書の内容に対する、主なチェック事項

➤ 監査人による意見表明：適正意見か否か

通常は、適正意見（“公允反映了”）が表明されます。それ以外（限定意見、不適正意見、意見差控）であれば、重要事項の一部/全部が適正に反映されていないか、監査人が意見表明しうる関連資料の提示が無かったことを意味し、いずれにせよ現地法人の財務報告体制に問題があります。

➤ 監査報告書の財務数値と、現地法人の期末時点の試算表との差異があるか

監査を通じて財務数値の過大・過少計上や、期ズレ（当該年度に計上すべき売上・経費を別の年度に計上）の指摘・修正があります。例えば、単に会計期間を跨いだ修正か、押し込み販売等の会計不正的なものか等、誤謬の原因分析と把握に努め、再発防止策を講じる必要性があり得ます。

➤ 監査報告書の注記の確認、検証

監査報告書の注記には、主要科目の内訳、売掛債権やその他未収入金等の帳簿年齢、関連者取引の明細等々の情報を含みます。さらに、帳簿年齢により滞留の有無を始め各項目の詳細確認を進め、もし不明点があれば、財務担当者又は現地会計事務所に照会されるようお勧めします。

➤ 貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）及びキャッシュフロー（C/F）計算書等を用いた財務分析

もし可能であれば不正の発見の一助として、複数年度の監査報告書を用いて債権や在庫の回転期間等の比較や、キャッシュフロー計算書を確認して異常値の有無を確認することも有用です。

➤ 監査報告書の財務諸表が、会計基準に則って監査されているか

現在、現地法人で多見される企業会計準則（IFRSに近似）を会計基準として採用している場合、例えば、B/S 上に貸倒引当金や棚卸資産評価引当金等が計上され、また日本に先がけて新リース会計基準が適用されている為、賃貸オフィスやレンタル工場、レンタル倉庫は（短期間や少額資産などの例外処理に該当しなければ）使用権資産（固定資産）やリース債務が計上されるはずですがⁱⁱⁱ。もし当該項目が見当たらない場合、現地会計事務所への確認が必要と考えます。

(2) 現地会計事務所の監査品質に対するチェック事項

➤ 適正な監査手順が実施されたか？

代表例として、予備監査や本監査（期末の実査・立会）は、監査人の現地法人への往査（現地調査）が必須となりますので、監査人が一度も現地法人を往査しない状況には違和感があります。

➤ 監査報告書の発行時期

例えば、もし事前照会や打ち合わせもなく 1 月に監査報告書が発行された場合、現地会計事務所は残高確認状の回収を適切に行わず、試算表の検証程度に止めて監査報告書を発行した可能性が、逆に 5 月時点で監査報告書が未発行であれば決算期末の検証が厳格では無い可能性もあります。

➤ あるべき勘定科目が無いにもかかわらず、適正意見が発行されていないか？

上記の通り、企業会計準則の場合、もし貸借対照表上に貸倒引当金等や新リース会計基準に則り計上、若しくは修正されていないければ、やはり監査品質の確認が必要と考えます。

➤ 良好なコミュニケーションが取れるか？

監査期間中や監査報告書の内容を現地会計事務所に照会しても適切な回答が無い、また、日本監査

法人が適切なコミュニケーションが取れない等の状況は要注意です。

➤ 会計事務所の監査レベルを直接確認する方法
中国では、多くの地域で現地の公認会計士協会が会計事務所のランク等を公表しています（以下 URL リンクを参照）。

例えば、上海公認会計士協会は同市 352 の会計事務所名をランクごとに、A（66 所）、B（147 所）、C（119 所）、D（20 所）と分類して公開しています。

【主要地区：ランク・分類表示】

URL: [上海市注册会计士協会](#)

URL: [2024 年江蘇省総合評価 AAA 級以上会計師事務所名.pdf](#)

URL: [2024 年広東省会計師事務所総合評価信息的通告など](#)

3. まとめ

繰り返しになりますが、監査報告書は配当送金時に提示が必須なだけでなく、外部の会計士による監査の結果が纏められた財務報告書です。この為、日本本社が当該報告書を存分に活用すれば現地法人の状況把握や、さらに不正の兆候や発見を含めた現地法人の内部統制にも有効と考えます。ただし、日本監査法人とは異なり、現地会計事務所の品質には大きな差異があり、その監査体制や品質自体に問題のあるケースも見受けられます。上述のチェックポイントにより懸念が生じるならば、改めて監査人の品質の確認をお勧めします。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ⁱ 年度報告業務の詳細は、例年 3~5 月のマイツグループ・ニューズレターを参照のこと。

URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)

ⁱⁱ 詳細は【JP マイツ通信】2024 年 10 月号を参照のこと。

ⁱⁱⁱ 詳細は【上海通信】2021 年 11 月号、【2022 年 4 月】大連通信、【2022 年 1 月】JP マイツ通信等を参照のこと。